

有料職業紹介事業の返戻金制度

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後３ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (１) 入社後１ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ８０％
- (２) 入社後１ヶ月超３ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ５０％

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合に

は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

BRIDGIC[®]

株式会社ブリジック (Bridgic)

〒329-2151 栃木県矢板市幸岡 1373

TEL 0287-55-0011 FAX 0287-43-9134

E-mail: info@bridgic.com

URL: <https://bridgic.com>